令和８年
11月号

さわやか川辺
～安全で安心な地域をめざして～

川辺交番
24-8223
担当
宮澤 健斗

犯罪被害について考えたことはありますか。

犯罪被害者等支援
シンボルマーク、キュットちゃん

犯罪の被害は、いつ誰の身に降りかかるか分かりません。
自分が、家族が、大切な人が、被害にあうかもしれません。
「私には関係ない」そう思わずに、この機会に被害にあわれた方々の置かれた状況を考えてみませんか。

○ご存じですか？

犯罪による被害は、心や身体が傷つけられるだけではありません。

犯罪の被害にあわれた方、そのご家族、ご遺族は、被害を受けた後も様々な困りごとに直面し、苦しめられています。

被害の軽減や回復には、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。

～被害にあわれた方への接し方～

もし身近に被害にあわれた方がいたら、寄り添い、ともに歩む気持ちで言葉をかけてください。

特別な対応ではなく、人として自然な心遣いをする気持ちで接してください。

人の気持ちの温かさを感じられることが、犯罪の被害にあわれた方々の回復の一歩につながります。

犯罪被害者月間
11月１日（日）～
12月１日（火）

犯罪被害者等への接し方

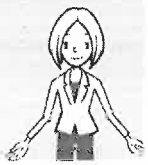

専門家による解説動画

政府公式ポータルサイト

ギュっとCH はこちらから

～～こどもの性被害撲滅のために～～

1　児童ポルノ被害の現状

ＳＮＳ等を利用して、こどもが裸の画像を送信してしまう等の児童ポルノ等の被害者となる事案が発生しています。

絶対に、裸の画像等は、
撮らない・撮らせない・送らない
ようにしましょう。

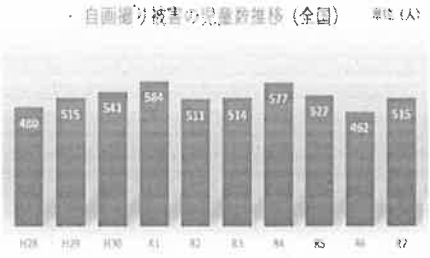

事前に考えることが大切。

2　ＳＮＳ利用に係る犯罪被害を受けた約９割のこどもがフィルタリング未設定

犯罪被害、トラブルを防止するために
「フィルタリングの利用」「ＳＮＳ利用のルール作り」を行いましょう。

ご家庭で作るＳＮＳ利用上のルールの一例

- □ **下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない、送らない**
- □ **個人が特定される情報は書き込まない**
- □ **知らない人と電話やメール、メッセージの交換はしない　等**

○各種少年問題については
０２６-２３２-４９７０
ヤングテレフォン（24時間）
もしくは、上田警察署へ